

# 非違行為により懲戒処分を受けた教職員に対する研修の実施状況について

教学指導課

## 1 再発防止研修の概要

### (1) 目的

地方公務員法第 29 条に規定する懲戒処分を受けた教職員に対し、懲戒処分の原因となった行為を自ら振り返らせ、教育に携わる公務員としての自覚を促すとともに、自己啓発に努めさせ、倫理向上を図り、再発を防止するために研修を実施する。

### (2) 実施主体

長野県総合教育センター（長野市小中学校教職員の場合は長野市教育センター）

### (3) 対象者

非違行為を行い、戒告、減給又は停職の懲戒処分を受けた者

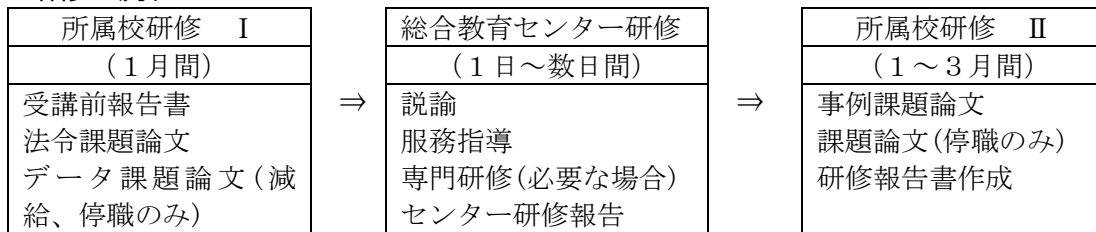
### (4) 研修内容

教育に携わる公務員としての自覚を促すための基本研修

非違行為の内容に応じた課題を行う課題研修

### (5) 要綱等の施行 平成 25 年 5 月 16 日

## 2 研修の流れ



## 3 研修の実施状況 (H25. 5. 16～H26. 3. 31)

被処分者		非該当(※)	研修対象者		研修実施中	研修終了者
当事者	28 名	12 名	16 名	体罰 11 名 交通違反 4 名 公務外非行 1 名	1 名 (所属校研修 II)	15 名
管理監督者	5 名	—	5 名		—	5 名

(※) 非該当は免職者及び処分後退職者

## 4 研修の効果及び今後の方針

### (1) 効果

- ・ 総合教育センターでのサービス指導や専門研修により、教職員の日常生活について考えさせ、また部活指導・アンガーマネジメントなどについて理解させることができた。
- ・ 現在の勤務状況から、研修を終えた多くの教職員が子どもとのコミュニケーションを重視しながら、子どもの心情に寄り添った指導を行っており、研修の効果が認められる。

### (2) 今後の方針

研修修了者の勤務状況を継続的に観察し、再発防止に万全を期していく。